

奈良県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和郡山九条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	柳田 政紀	大和郡山市九条町一
〃	中田 敏次	〃
〃	稲田 晴紀	〃
〃	谷口 勝弘	〃
〃	山中 常男	〃
〃	武田 納	〃
監事	石神 惠継	〃
〃	森 一範	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲田 晴紀	大和郡山市九条町六八〇
〃	谷口 勝弘	〃
〃	小中 一弘	〃
〃	谷村 和也	〃
〃	寺井 知孝	〃
〃	中村 友彰	〃
監事	山田 良一	〃
〃	山中 常男	〃